

## 第9回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H24.3.13(火)10:01 11:58

場所：議事堂3F301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第9回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

**資料1** 会期等のさらなる見直しに関する検証検討結果報告 中間案（素案）

### < 検討会議事録 概要版 >

委員：ただいまから、第9回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を開催する。前回までに、通年議会の課題等について検討いただいたので、今回はその結果を踏まえ、検証検討結果報告の中間案（素案）を提示したい。本日、この中間案（素案）について協議いただき、追加・修正等に関する意見をいただいたうえで、中間案を取りまとめたい。中間案（素案）について、事務局から説明させる。

事務局：（資料1を説明）

委員：事務局から、これまで開催した8回のプロジェクト会議で協議してきたまとめとしての説明があった。本日はこのまとめについて協議を行うが、その中で議論しなくてはならない箇所が3点ある。一つ目が、7ページの一番上にある通年議会に関わる所。二つ目が、9ページの検証検討結果の「委員長報告に重みを持たせる」という所。三つ目が常任委員会の通年化についてである。また、その他として何か協議する点があれば願います。

最初に7ページの通年議会の検証検討結果についてである、四角囲みの部分について意見・質問等があれば願います。

委員：前回も通年議会について議論をした。私としては、前回の考えと変わらない。ここに書いてあるように、「議会の機能を強化する」とか「県民サービスの向上」、それから「災害等に対する危機管理態勢が通年議会だと即対応できる」というメリットがあるということ。これに対して、通年議会となれば費用もかさむ。現在年2回制だが、この会期で全て対応できている。

もう一点は、年2回制の議会だと、6月で閉会し気持ちを切り替え、9月にリフレッシュして挑むといった、メリハリが付くことが、年2回制のメリットであると思っている。したがって、今回の通年制を見据えた会期の見直しということについては、現行のままでよいと判断している。

きょう、中間案としてこれまでの議論をまとめたものが出てくるものと思っていたが、方向性について再度議論するのか。

委員：前回、正副座長に一任され、共通理解できたものをここにあげている。当プロジェクト会議は通年議会について検討せよという使命を与られているので、

この使命に答えられるようにしていくためにも、もう一度ここで議論いただきたい。

中間案（素案）として提案させていただいたが、通年議会については、どういった形で返答するのかは、もう一度ここで話し合って、決めていこうというふうに、正副座長で決めた。

委員：正副座長に一任したので、それで結構である。私は、もう少し具体的な内容で中間案が出るものと思っていた。そういうことではなく、もう一度議論をということでもいいか。

委員：会派に示す中間案はこれでいいかということ、この場で確認いただきたいということである。

委員：括弧書きの所が中間案ということか。

委員：前回までの協議で、通年議会については、結論に達していなかったため、このような形でまとめた。

これでよいかどうか確認いただき、通年議会についてどうするのかという意見をここでもう一度いただきたい。

委員：これまで議論してきたものが、この中間案にある。最終的に方向性をどう決めるかについては、正副座長に一任をした。この括弧の中だけが中間案というのではなく、今まで議論してきた色々なことがここにはある。初めの4つ位が決められなかった部分であるが、それをもう一度議論し方向性を決めようということで、この中間案（素案）が出されたということではないのか。

委員：そうである。

委員：それはよく分かるが、括弧の中はこれまで議論してきたことの取りまとめとおっしゃったが、これが中間案で、これを会派に持ち帰って議論するということではないのか。

委員：そうだが、これでいいのかということ、これを議論いただきたい。この通年議会のところについては、このような形でまとめているが、明確な方向性が読み取れるような、読み取れないようなものになっているので、どういう読み取り方とするのかを議論いただきたい。当プロジェクト会議は、通年議会についてどうしていくかということ、付託された会議であるので、ある程度の方向性を示す必要があると思っている。

前回、正副座長に一任されたとはいえ、この部分については明快な方向性を示したものになっていないので、もう一度ここで議論いただく必要があると思っている。

委員：前回、各委員から意見を出してもらった結果、これは平行線であるとの意見が出された。その中でこの取りまとめはベストの案であると思う。これ以上どっちの方向性に進めるかについて議論しても、平行線のままだと思う。

委員：これがベストであれば、これで行きましょうということ。これは中間案の素

案なのでゴーサインが出れば、中間案として会派で議論する。修正したほうがいいということであれば、ここで修正してから会派に出すことになる。再確認の場と理解している。

委員：これまでいろいろ議論し、最終的にこの中間案が出てきた。だからこれ以上ここで議論してもいい案はでないと思うので、これを会派に持ち帰って議論するというのでよい。

委員：今までこの会議で議論を積んできた。今まで三重県議会が一番議会改革を進めてきた。先程、平行線との話があったが、自分達に託されている部分について通年制についてどうなのかということが、議会改革諮問会議からあり、議会改革推進会議でこの会議の場をつくり議論してきたといったことから考えると、方向性をきちんと示す必要があると思う。

これまで議論し検証してきたが、議会改革が前に進むようになったのは、平成15年くらいからだったと思う。議会改革の基は何かというと、県民の皆さんが議会の議論に参画していただくことであり、そのために何が大事かということと議会自身の姿勢だと思う。議会が一枚岩になって、議会の考えを表明し、知事と対峙しながら、県民の福祉の向上に務めて行こうということだと思う。

その中で行われたことが、議場の対面演壇であったり、応召旅費であったり、いろいろなシンポジウムを実施したり、諮問会議を設置したりしたことである。特区構想の中でも、招集権の問題、議員が常任委員会に複数所属できること、附属機関の設置、知事の専決の見直しといった特区を三重県議会として提案し、常任委員会の複数所属と専決については変わってきているが、招集権と附属機関については、まだ法で対応されていない。

このような状況まで改革を進めてきて、その後議会基本条例ができ、二元代表制における取組はどうなのかということで、情報公開とか海外視察を廃止したり、議長の定例記者会見や出前講座を始めたり、今回の会期の見直しまでずっといろいろな取組を行ってきている。

ここまできていて、議会として主体性をもって何ができるのかと言ったときに、地方自治法の改正案に通年議会というものが入り、それが閣議決定されたという流れの中で、方向性がはっきり示すことができないという状況はわかるが、災害が発生した場合のことだけではなく、直ぐに議会が対応できるようにすること、また年間を通じて行政の監視機能を強化していくために通年議会とすべきである。また、通年議会としたときに、どれだけ負担が増えるということもこれまで議論してきたが、大山教授が言われたように、会期中だから毎日登庁が必要ではないということは承知してもらっていると思う。

これだけ議論をしてきたので、配慮するものがあるけれども、通年議会に取り組むべきだとするべきだと思う。いろいろな問題があるかもしれないが、それは乗り越えられるという話だったと思っているので、通年議会として三重県

議会は取り組むべきであるが、いろいろな問題については、議員個人としても、議会としても、会派としても取り組んでいくという結論とし、議会が一枚岩となって取り組んでいくべきであると思っているので、そのようなことをプロジェクト会議の中間報告として加え、方向性を示すものとしていただきたい。

委員：確認させてもらいたいのが、7ページの何行かを座長副座長に一任し出してもらったが、どうやって読み取ったらいいのかと思っている。最後から2行目に「通年議会の導入に当たっては、これらの課題に十分配慮することが望まれる。」と書いてあるということは、このプロジェクト会議としては、通年議会を導入するということは妥当であるが、いろいろ議論をする中でこのような課題があるので、進めるにあたっては、この事をよく考えるようにとの捉え方でいいのか。

これを中間案として示した時に、どういう思いがあるかで、読み取り方が大きくぶれるのではないかと思う。そういうものを、この場にいない方に提示することは無責任ではないかと思う。はっきり読み取れる文章にするべきではないか。

委員：確かに正副座長が苦労した書き方になっていると思う。先程言われたように取ることもできるし、仮に通年議会に入ったらこのような問題があるというようにも取れる。今、意見は真っ二つに分かれており、ここで賛否を採っても意味はない。だから、こういう状態であることをそれぞれの会派で委員がきちんと説明し、次の会議で会派の意見を持ち寄って次の段階に進むしかない。

ここではっきりすることは中々できない。

委員：通年議会の方向性については、この文章では非常に曖昧になっている。正副座長で相談し、方向性については、この場で突っ込んだご議論をいただきたいというのが思いである。

委員：正副座長の案としては、これがベストの案であると思って出しているが、座長個人として提案することがあればしてもらいたい。

委員：方向性については、これでははっきりしていないので、もう少しこの場で議論いただきたい。

委員：方向性は分かれている。それを摺り合わせて一本にするということは難しい。

委員：そのとおりであるが、当プロジェクト会議はその方向性を出すための会議であるので、各会派から意見をもらう前に方向性が読み取れる形を追求するのが役割であると思っている。

委員：だから、方向性としては今まで私が言ってきたようなことを書いてもらいたい。でも、それが書けないから、このような方向性にしたのではないのか。

委員：いろいろ議論してきたが、議会は一枚岩でこの問題に取り組んでいかななくてはならない。特に議会改革については、まさにそうである。問題はあがるが乗り越えていくためにはどうするかといった議論も必要。平行なのでしかたがない

というのではなく、その中でどうにかできないかという議論も必要だと思う。

問題はあつが、その問題を乗り越えて通年にできないのだろうか。初めからそれが否定されているのであれば議論にならないが、もう一步進む、新しいステージに入った三重県議会の議会改革に取り組んでいく思いで議論する必要もあるのではないか。

多数決ということとは絶対にない話であると思つている。みんなの思いが一つになつて問題に取り組むことが大事である。

通年制としていつた時の問題について、7月、8月については、今までの状況と変わらない訳ではあるが、事が起こつた際に議会を開くことができ、また通年で行政の監視機能を持つことができる。今、議会の権能を自覚しながら取り組んでいるという姿勢が求められていると思つている。その思いを達成するために、この2ヶ月間を乗り越えることができないかという方向で理解いただきたい。

委員：2会期制ありきでスタートしている訳ではない。十分に議論し、このような形になっている。年4回から2回にするときも、色々と議論がされた。年2回で今議会をしているが、今の状況でなんら不都合はない。まだ本格的に会派で議論してはいないが、現行制度のままでも十分活動ができるという声を聞いている。そういうことを含めて、現在の年2回制で十分にやれると思つている。

結論がでないという膠着状態であれば、会派に持ち帰つて議論するというこゝも必要であると思つる。

委員：最初にプロジェクト会議を開催する際、通年制ありき又は2会期制ありきとかという始まりではなかつた。これまでの2会期制を検証し、最後どういふ方向性とするのかという議論がされてきたと思つる。そういった中で、今の2会期制で議会の権能の向上に関しても、県民サービスの向上についても十分やっていけると思つている。ここでは賛否が分かれると思つるので、会派に持ち帰つて、相談し対応させてもらいたい。

委員：そもそも、議会改革諮問会議から議長宛の最終答申の中で、通年議会を前提とした議会の年間スケジュールの検討を行うようにとの提言が出されたことを受けて、このプロジェクト会議が立ち上がつている。議会改革をどんどん進めるだけではなく、時には立ち止まって考えることも必要だとは思つるので、平成23年6月からこれまでやってきたことの検証をしてきたと思つている。

その中で議題となつている箇所であるが、私も方向性が読み取りにくいと思つている。諮問会議から提言された「通年議会を前提にした議会の年間スケジュールの検討」といふ事が詳しくなつているだけで、今まで議論はしてきてはいるが、全く動いていないといふ文章になつているのではないかと感じている。

「災害などの不測の事態に対する危機管理態勢が整えられ、県民サービスの向上にもつなげると考える」とあり、このつなげるといふのはこれまで各委員

の意見を聞く中で、皆がそのように思っていると感じている。また、つなげていくためにどうするかということも議論してきたと思っている。この文章だけでは、方向性が読み取れないものであることから、通年議会を導入していくことが適当であるという、さらに一步踏み込んだものを書かなければ、当プロジェクト会議として今まで議論してきた結果があまり進んでいないように感じる。さらにもう一步踏み出すという具体的な文言を入れるべきであると思う。

委員：我々が議論し、まだ方向性がはっきりしていない中で、苦肉の策の文章としては、これがやむを得ない所かと感じている。地方自治法改正が閣議決定され、そういうことを基にして会派の中で検討をとということであれば、少し分からないことがあるのだが、7ページの、アの最後に「地方自治法改正案にも同様の規定が用意されている」とあるが、どんなことが用意されているのか。

また、地方自治法改正の概要にある、臨時会の招集権の中に、「臨時議会を議長が招集することができる」とあるが、日程的にはどうなるのかということも教えてもらいたい。

事務局：地方自治法改正案の7日以内の件については、第102条の2が通年の会期制度の所であるが、その7項に「普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求があった日から、都道府県及び市にあつては7日以内、町村においては3日以内に会議を開かなければならない」という規定があり、定例日以外の日でも議題があれば、7日以内に開かなければならないという規定になっている。

臨時会については、地方自治法改正案第101条にあり、第5項として、「請求があった日から20日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第1項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。」という首長が招集しないときには、議長が招集することができるという規定が新たに加えられている。

委員：定例会以外の日で開催する場合は、首長がだしてから7日以内に議長が開催しなければならぬが、議長から申し入れた場合は20日間は必要ということになるのか。

事務局：7日以内というのは通年会期を取った場合のことであり、その時は議長側に開議・閉議のイニシアチブが移っているので、知事から会議を開いてもらいたいとの要請があれば、7日以内に開かなければならないというものであり、臨時会は通年会期を取らなかった場合で、臨時会の請求をしても開かない場合は、議長が臨時会を開くことができるというものである。

委員：通年会期の場合は、議長はいつでも会議を開くことができる。今、7月8月は閉会中であるが、このときに議長が必要だと思い会議を開こうとすれば20日必要ということか。

事務局：三重県議会は2会期制を取っており、7月、8月は閉会中である。この間に臨時会を開こうとすると、知事が議題、例えば補正予算について本会議を招集するというのを、1週間前に県公報に知事が公示して周知をするという手続きが必要となる。

委員：閉会中の時に知事が招集しようとするれば7日必要。それを議長が招集しようとするればその手続きはどうなるのか。

事務局：現行制度をまず説明すると、地方自治法 101 条第2項で、「議長は地方公共団体の長に対し、会議に付議する事件を示して臨時会の招集を請求することができる」となっている。それに対して、第4項で「請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあった日から20日以内に臨時会を招集しなくてはならない」となっているが、あくまで招集するのは普通地方公共団体の長である。鹿児島県阿久根市のように、首長と議会が対立し動かなくなった場合にも、首長が招集しないときは議会を招集することができなかったが、今回の改正により、長が招集しないときは、議長が招集することができるように改正されたということである。実際に招集する場合は、7日前までに招集することを告示する必要があるということは、現在と変わらない。

委員：わかった。第101条第5項に議長の招集について、今までよりきつく入ってきたとのことだが、首長が招集しなかった場合、議会側が対応しなくてはならない期間があるのか。

事務局：地方自治法改正案は、会期を条例でもって通年とすることもできるということが加えられているもので、地方自治体の議会は、4回制でも3回制でもいいし、通年としてもよいというものである。通年制とすれば、臨時会というものも基本的になくなる。通年制を取らない議会は臨時会があるが、首長が招集しない場合は議長が招集することができるという規定を設けたものである。通年制になると、会議は議長が行うことができるので、いつでも開くことができるが、議会が開かない場合は首長から議長へ請求することができるというものである。

通年制の場合とそうでない場合で異なってくる。

委員：議長が臨時会を招集することができるとは前はなかった。議長が臨時会を開くということを申し入れてから、最低20日かかるということか。

事務局：議会が請求して20日以内に地方公共団体の長が議会を招集しない時は、議長は、臨時会を招集することができるとなっているので、20日は待つことになる。

委員：ここの文章だけを見ていると、どのように解釈していいかわからないという指摘であったが、逆を取ると、今までの年2回制を推進する、しかしながら通年制が必要であるとなっている。そういう意味で、しかしながら現実はどうであると読むことができる。これは、この会議で話し合われたことが集約された

ものだと思う。もし変えるのであれば、「通年議会の導入にあたっては」の後の行を変えたらいいのではないか。現状維持派からは、「これらの課題に十分配慮することが望まれる。」という所は、「これらの課題がたくさんある。」というようにしてはどうかとも思うが、今のままだもよい。

結論を言うと、この文章を捉えたら、通年制の方向性ではあるが、現実はどういうことを述べていると、私は理解している。

委員：地方自治法改正案が閣議決定された。また、地方6団体の一角を担っている長を排出している議会としても、その会派としても、通年制ということに対して、自分達のがんばりの取組を、汗をかいてその方向性を示していくことは求められていると思う。

しっかり考え抜いて出してもらったこの中間案の素案について、そういったことを一度考えていただきながら、通年議会への取組への記述を入れてもらいたい。

委員：結論の出し方には2つの意見があると思う。「導入することが適当である」という一歩踏み込んだ記述とすべきという意見と、このような膠着状態の中ではこの素案を各会派に持ち帰って、もう一度議論をしてはどうかという意見があると思う。もう一度議論してはどうかという意見に対して確認したいのだが、次の会議で会派の意見を基に議論しようということでもいいか。

委員：それでよい。

委員：方向性を出す文言を書き込むとしても、今の状況では一つにまとめることはできない。もう一度この案を基にして、方向性について議論ができるような形で次回のプロジェクト会議で議論するというところでどうか。

委員：この案について、いろいろな見方があるのでもう少し方向性と言われるが、方向性を変えるのであれば、その意見をしっかり出してもらって、それに対して議論していくのでなければ、これでいいという結論も会派の中で出るかもしれない。どう変えるのかを出さないと議論ができない。

委員：この中間案(素案)でいい。この案を持ち帰って議論することいい。これを直すことは無理。

委員：通年議会を導入することに対してマルかバツかは、会派の意見を持ち寄ってから、このプロジェクト会議で議論を詰めていくということでもいいか。

委員：それでいい。

委員：議論するとき、このままの案のほうがやりやすいか。

委員：このままでしかない。

委員：3ページに、議会改革諮問会議最終答申がある。この答申に対して、マルかバツかの結論を求められているというのがこのプロジェクト会議なのか。

理想はこうであるが現実はどうであるという両論併記で行くと前回言われたのでこのようになったと思うが、なんらかの形で結論を出さなければならない



のか、両論併記で行くのか、そのあたりも正副座長で整理してもらいたい。

ぼやっとした含みを持たせたものにするのか、この場でマルかバツかをはっきりさせるのか、どちらなのか。

委員：自らの議会改革なので、多数決で決するものでない。そこがどうやって合意を得て行くかが難しいところである。膠着状態にあり、どちらかにまとめることはできないが、最終はどうするのかといったまとめはしなくてはならない。

今までの議論を踏まえて、この中間案（素案）としてまとめたが、もう一步踏み込んで提案していくほうが、各会派で議論が進むのではないかと思った。

そこで、もう一步踏み込んだ提案を検討してはどうかという提案をした。

委員：よく分かるが、この案をもっとはっきりさせようとする、「通年制にすべきである」あるいは「通年制が望ましい」と書くのか、「現状のままでよい」とするかどちらかになる。この際、入れるか入れないか決を採ってはどうか。

このまま持ち帰ってもどうしようもない。同じ発言が続いているので、そういう時期にきていると思う。通年制で行くか、現状で行くかを書き入れるか書き入れないかだけでも決をきょう採ってはどうか。

委員：それは最終案に向けてということか。

委員：この中間案に対して、具体的な一步踏み込んだ意見を書くのか、現状維持ということを書くかについて決を採ってはどうかと言うこと……。

委員：決を採ることは反対。議会の中で自分達のことを決めて行くときには、一枚岩で行くべき。

そうしなければならぬくらいなら、この中間案（素案）を会派に持っていき、この議論の状態、経過を他の議員やここに入っていない会派にも説明し、意見聴取し、それをこの場に持ってきてその議論するべき。

決を採るのではなく、合議体としての議論の進め方をすべき。

委員：この中間案にどう盛り込むかなので、この原案で行くのか、違うもので行くのかを選ぶだけなので、この場で決めてもいいのではないか。

委員：どうするのかというのかという結論を出してもらいたい。

委員：通年議会については、この中間案（素案）のままでそれぞれの会派で議論いただくこととする。ここについてはいろいろな読み方ができるようになっている。これをもって、これまでの議論の経過を報告させていただきながら、次回に通年議会の方向性について議論いただくということによいか。

（「はい」の声あり）

委員：先程の、具体的な文言修正について決を採るということはどうなったのか。

委員：ここは合議体でやっていくべきであり、決を採らないほうがいいという意見をいただいたので、そのようにしたい。

委員：このままで変えないでということでもいいか。

委員：議会改革は自らのことなので、多数決で決めるものではなく、あらゆる場面

で話し合いでとしたい。

委員：わかった。

委員：持ち帰ってもらい、次回何らかの方向性を出していく協議をするということ  
でいいか。

(「はい」の声あり)

委員：次に行く。9ページの検証検討結果の「委員長報告に重みを持たせることは  
必要なので、例えば、委員長報告への対応状況報告を常任委員会の開催ごと  
に1年間義務づけるなど、その手法を検討する必要がある。」について、協議い  
ただきたい。

委員：提案であるが、今回、基金の条例案について委員長がリーダーシップを取り、  
附帯決議をまとめた。委員会の委員間の討議を活発化させるために委員長報告  
に対する重みを持たせるということも一つであるが、附帯決議の議論をする中  
で、附帯決議に対する知事の対応義務が現在ないことに気がついた。附帯決議  
に対する執行部側の対応義務だとか、あるいは決算の不認定に対する執行部側  
の対応義務といった、議会の機能強化とか議員間の議論の活性化も含めて議題  
にあげてもらいたい。

委員：附帯決議、決算の不認定これらの解釈はどうか。

事務局：附帯決議については、委員会での附帯決議、本会議での附帯決議がある。  
結論的には共に要望である。要望を出したので義務づけをするということは結  
びつきにくいのではないか。決算の不認定については、決算は終わっているも  
のであるので、その次の当初予算から取組について「がんばれ」ということにな  
ると思われる。不認定としても決算そのものの結果はかわらない。

委員：法的に拘束力はないものである。執行部に求めるより、議会が監視機能を高  
めてやっていくべきものだと思う。

委員：皆さんの意見を聞きたいと思い、提言させてもらった。不認定に対する対応  
義務はないと思う。今、知事は聴くだけになっている。決算であれば予算決算  
常任委員会で議論したことは、来年度の予算に少しでも反映するように、執行  
部に対して対応義務みたいなものが課せられたらいいと思っている。

委員：これまでも附帯決議をいろいろと出してきて、その検証をきちんとしている  
かと言えば、していない部分もあるかもしれない。これは次年度の委員会で引  
き継いで検証すればいいのではないか。

事務局：これまで県政報告書というものが6月に出され、6月の常任委員会で執行  
部の自己評価に対しての質疑応答がされている。予算決算委員会の立場から、  
7月に委員長報告に対しての質疑が議員間でやりとりされて、それを基に予算  
の面からと事務執行の面からで知事に申し入れを行っている。そういったもの  
を更に生かすことができないかということを考えていただくのも一つではない  
か。

委員：県政報告書に入れて、それを知事に反映してもらうのか。

事務局：前年度の施策の評価を県政報告書として出される。その年度末の評価を施策単位で、各部が各常任委員会で説明し、次年度の予算に向けて、こういう所を注意すべきとかといった議論がなされる。更に、7月に6つの常任委員会の結果を踏まえて予算決算の立場から審査をして、まとめたものを7月か8月に知事へ申し入れを行う。これは次の予算にも反映してもらおうんだという視点で行っているものである。

委員：そうであれば、現状維持ということになる。

委員：委員長報告の「例えば」以下はこのままでよいか。

委員：委員長報告自身重いものである。執行部もそれを認識しながら事業をしている。1年間義務づけとかというのはいかがか。反対である。

委員：委員長報告は執行部もしっかりと受け止めていると思う。あえて、1年間義務づけるという制度にするべきものではなく、その後の委員会でしっかりとその後の調査を行うべきである。

委員：は修正か削除か。

委員：重みを持たせるというのではなく、委員長報告は重みがあるものである。

委員：通年か2会期制というのは中身が伴うものではない。執行部に何かさせるというわけではないが、中身を変えることについて議論や提言に入れてもらいたかった。

委員：中身が変わらない、執行部にさせるというのではなく、自分達が主体的に議会としてどうしようという議論をしている。そういった見方に見えるかもしれないが、それは違う。

委員：皆さんの議論の中で、この部分を削除するというのなら、それでいい。

委員長報告に報告義務というものを課せれば、委員間の討議もより活性化すると思った。

委員：翌年にいろいろと確認もしている。委員会として出した委員長報告はそれを把握した中で議論していかなくてはならない。だから削除していいのではないか。

委員：21ページの検証検討結果の常任委員会の通年化はいかがか。

委員：全体で通年化になれば、これは議論にならない。通年の方向にならなかった場合に協議すればいい。

委員：では、そのような整理とする。

他の項目で議論する必要な箇所はあるか。

(「特にない」との声あり)

委員：では、本日いただいた意見を踏まえて、正副座長で中間案をとりまとめ、委員の皆様へ提示させていただく。その中間案については、次回までに各会派の意見を賜り、次回はその意見に基づいて再度協議いただき、特に通年議会の箇

所については、次回の議論とさせてもらう。

次々回は、中間案からの各会派からの意見を踏まえて、執行部からの意見聴取を行いたい。

次回の日程は3月30日午後1時からの開催とする。各会派の意見は3月23日までに事務局まで提出願いたい。公明党、みんなの党については、事務局から意見照会することとする。

以上で第9回プロジェクト会議を終了する。